

J Aポイントサービス会員規約

志賀農業協同組合（J A志賀）

（令和2年4月1日）

この規約は、お客様（以下、「ポイント会員」といいます。）と当農業協同組合（以下、「当J A」といいます。）との間で、当J Aがポイント会員の取引内容に応じて、J Aポイントを当J A所定の基準に応じて提供するJ Aポイントサービスに関する取扱を定めたものです。J Aポイントサービスへの申し込みにあたっては下記条項が適用されることに同意したものとします。

第1条 ポイント会員

1. J Aカード入会申込書兼ポイント会員入会申込書を当J Aに提出し、ポイント会員カード（J A志賀 メンバーズ カード）の交付を受けた個人の方。
2. ポイント会員入会申込書を当J Aに提出し、ポイント会員カード（J A志賀 メンバーズ カード）の交付を受けた組合員（団体を含む）。

第2条 会 費

当J Aのポイントサービス会費は無料です。

第3条 優遇特典

1. ポイント会員は、当J A所定の優遇特典を受けることができます。
2. J A所定の優遇特典の内容は当J Aが任意に変更できるものとし、それらの変更は当J Aホームページ、店頭掲示により告知します。

第4条 J Aポイント

1. ポイントは、ポイント会員の取引内容を当J A所定の換算基準、換算周期で換算し、付与します。
2. ポイントは、当J AがJ Aポイントサービスのポイント付与対象として定めたメニューについて集計します。この場合、当J Aのそれぞれの事業におけるお客様番号のお届けが必要となります。お届けいただいたお客様番号に誤りがあったことによる損害について、当J Aは一切の責任を負いません。
3. 一部の店舗やメニューについては、ポイント集計の対象外となる場合があります。
4. ポイントは、当J A所定の方法によりポイント還元を利用することができます。ただし、当J A所定の条件を満たしていない場合にはポイントを利用できない場合があります。
5. 当J A所定のポイント換算基準と換算周期、ポイントの付与対象となるメニュー及び利用条件、ポイントを利用することができない当J A所定の条件は、当J Aで任意に変更できるものとし、それらの変更は当J Aのホームページ掲載および店頭掲示に

より告知します。

6. ポイントの換算は J A ポイントサービス入会以降の取引が対象となります。
7. ポイントの利用内容に応じて、届出のあった氏名、住所に宛てて当 J A が送付物を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
8. ポイントの有効期限は、当該ポイントの付与日から 2 年を経過した最初の 3 月末日とします。
9. ポイントの利用を取消すことはできないものとします。

第 5 条 個人情報の交換利用・提供について

ポイント会員は、申込時点で以下の 1、2 について同意したものとします。

1. 当 J A とポイントサービス運営にかかる下記の委託先が、ポイント会員の下記個人情報保護措置を講じた上で相互に提供し、下記の目的で利用すること。

【委託先】

委託先名称：全国農業協同組合中央会、(株)石川県農協電算センター

【目的】

- A. 当 J A が委託先と連携して行う J A ポイントサービスの運営や研究、開発
- B. 当 J A が取り扱う経済・信用・共済等の各事業・付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、およびこれらの研究や開発
- C. 当 J A が発行するポイントカードの発行業務およびその発行可否の判断
- D. 上記 B. 記載の商品やサービス等の提供に際して、当 J A が行う判断、各種リスクの把握および管理

【情報範囲】

ポイント会員の氏名（代表者名）、生年月日、住所、電話番号・メールアドレス等の連絡先、家族構成、勤務先に関する情報、利用商品やサービスの種類・契約日・取引金額・期日等の利用・取引に関する情報、金融機関番号・支店番号・口座番号等の管理番号のうち、当 J A および委託先各社がそれぞれに保有する情報

2. 当 J A は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、ポイント会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。
3. 当 J A は、本規約にもとづく J A ポイントサービスの業務を上記以外の第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託いたします。

第 6 条 届出事項の変更等

1. ポイント会員は、氏名（団体の場合、名称および代表者名）、住所、電話番号、印章、利用口座その他の届出事項に変更がある場合は、J A 所定の方法により直ちに J A に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当 J A は一切の責任を負いません。
2. 届出のあった住所あてに当 J A が通知または送付書類を発送した場合には、延着ま

たは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当 J Aは一切の責任を負いません。

第7条 会員カードの紛失および再発行

1. 会員カードを紛失された場合は、再発行の手続きが必要となりますので、当 J A所定の書面によりお届けください。
2. 会員カードの再発行には、手数料がかかる場合があります。
3. 会員カードが再発行されるまでの期間については、一部のポイントサービスがご利用になれないことがあります。

第8条 契約期間

1. J Aポイントサービスの契約期間は入会日から、最初に到来する3月31日までとし、J Aポイント会員または当 J Aから特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。
2. J Aポイントサービスの契約期間が満了した場合は、換算したポイントは失効し、特典に引き換えることはできません。

第9条 解約等

1. J Aポイント会員は自己の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当 J Aに対する解約の通知は当 J A所定の書面によるものとします。なお、換算したポイントは失効し、特典に引き換えることはできません。
2. 前項の規定にかかわらず、当 J Aが必要と認める場合には、ポイント会員は即時に解約できない場合があります。
3. ポイント会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当 J Aはいつでもポイント会員に通知することなく本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。解約によって生じた損害については、当 J Aは一切の責任を負いません。
 - (1) ポイント会員が当 J Aに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
 - (2) ポイント会員に相続の開始があった場合
 - (3) ポイント会員が本規約や当 J Aとの他の取引約定に違反した場合など、当 J Aが本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合
 - (4) 住所変更の届出を怠るなど、ポイント会員の責めに帰すべき事由によって当 J Aにおいてポイント会員の所在が不明となった場合
 - (5) ポイント会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があった場合
4. J Aポイントサービスの契約はポイント会員お一人（一団体）につき、各一契約とします。万一点数会員お一人（一団体）につき二契約あることが判明した場合、当 J Aはその二契約のうち任意の一契約を解約できるものとします。
5. 国内非居住者については J Aポイントサービスのご利用ができません。

第 10 条 譲渡・質入等の禁止

本契約に基づくポイント会員の権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等はありません。

第 11 条 免責事項

1. 当 J A が申込書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当 J A は一切の責任を負いません。
2. 災害・事変等当 J A の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、優遇特典及びポイントの取扱が遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当 J A は一切の責任を負いません。
3. 前二項において当 J A の責めに帰すべき事由がある場合、特別損害については、当 J A の予見可能性の有無にかかわらず、当 J A は一切の責任を負いません。ただし当 J A に故意または重大な過失がある場合はこの限りでないものとします。
4. ポイント会員が希望する優遇特典及びポイントを、提供数量や時期の制限により当 J A が提供できない場合、当 J A は一切の責任を負いません。

第 12 条 サービス内容の改廃及び規約の変更

1. J A ポイントサービスの内容は当 J A の都合で変更することがあります。
2. J A ポイントサービスの優遇特典、ポイントの換算基準等は、当 J A の都合で改廃することがあります。
3. J A ポイントサービス会員規約は、当 J A の都合で変更することがあります。規約の変更日以降は変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当 J A は一切の責任を負いません。
4. 前各項の改廃および変更については、ホームページ掲載、店頭ポスター掲示による通知等により告知いたします。

附則

この規約は平成 23 年 10 月 1 日より適用する。

この規約は令和 2 年 4 月 1 日から改正する。